平成２２年（フ）第６７８号
群馬県前橋市南町４丁目27番地３　ピノキオ館Ｂ―202号
債務者　松井　彩乃
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第６７９号
群馬県前橋市東片貝町853番地１　第３サンライフ大島101号
債務者　北爪　昌夫
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３号
群馬県伊勢崎市境下武士505番地７　ルミナス下武士105
債務者　三瓶とき子（旧姓鴫原）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
群馬県前橋市昭和町３丁目23番５－１号　みのり荘
債務者　川邊　孝一
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４５号
群馬県伊勢崎市田中島町1431番地１　県営住宅132
債務者　大塚　美夏
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
群馬県前橋市上新田町507番地１　ミロワールＡ―202号
債務者　佐藤　裕也
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４９号
群馬県前橋市河原浜町1264番地20
債務者　三浦　典子（旧姓千島）
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第５０号
群馬県伊勢崎市下植木町639番地１　新井グループ運輸２Ｆ
債務者　竹股　幸雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
群馬県高崎市箕郷町上芝583番地６
債務者　橋爪　愛子（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５０号
群馬県藤岡市藤岡573番地６
債務者　横堀　　一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２２号
埼玉県児玉郡上里町大字黛37番地３
債務者　飯塚　由男
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２３号
埼玉県児玉郡上里町大字黛37番地３
債務者　飯塚志げ乃
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３号
埼玉県熊谷市中奈良2195番地３
債務者　市川　節子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第７７号
埼玉県比企郡小川町大字原川172番地
債務者　髙荷　芳昭
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７３６号
千葉県市原市うるいど南３丁目12番地１　サニーヒルズＡ201
債務者　永岡　弘道
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
新潟市中央区長潟２丁目17番８号　ＮＮトピア201号
債務者　河越　美華
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１号
新潟市北区太夫浜926番地、前住所新潟市東区幸栄１丁目16番24号
債務者　杉原　君枝
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９号
新潟市秋葉区新津本町３丁目20番９号、前住所埼玉県志木市下宗岡１丁目10番36―205号
債務者　川崎　陽子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで　新潟地方裁判所民事部